

第59回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年8月10日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

札幌市中央区北1条西11丁目
ロイトン札幌 3階 ロイトンホール

- ・本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年よりも規模を縮小・予定時間を短縮したうえでの開催とさせていただきます。
- ・株主の皆様におかれましても、健康と安全面を最優先にお考えいただき、本株主総会へのご出席を見合わせていただくことを強くお願いいたします。
- ・詳細につきましては、3頁の「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご覧ください。

株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、昨年に引き続き取りやめとさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、株主懇親会につきましても、一昨年より、取りやめとさせていただいておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

くすり!と、暮らしに微笑みを。

ツルハグループ



議決権行使について

株主総会への当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書のご返送またはインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2021年8月6日（金曜日）午後6時

目次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	6
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告書	30
株主総会参考書類	36

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の設定の件

株式会社ツルハホールディングス

証券コード 3391

株 主 各 位

札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社ツルハホールディングス
代表取締役社長 鶴 羽 順

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、下記のとおりご案内申しあげます。

なお、今般の株主総会は4頁に記載の通り、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえご送付いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）により行使いただくかのいずれかの方法により議決権を行使することができます。行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年8月6日（金曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月10日（火曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所 札幌市中央区北1条西11丁目
ロイトン札幌 3階 ロイトンホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報告事項

- 第59期（2020年5月16日から2021年5月15日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
- 第59期（2020年5月16日から2021年5月15日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の設定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

4 頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

5. インターネットによる開示について

①次の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsuruha-hd.com/>) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

これらの事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、監査役および会計監査人の監査対象となっております。

- ・事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

②株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tsuruha-hd.com/>) において周知させていただきます。

以 上

~~~~~  
◎本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、お土産のご用意はございません。

◎当日のご出席については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、座席数を50名までとさせていただきます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。

当日ご出席の際は同封の議決権行使書用紙と、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主様ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年よりも規模を縮小・予定時間を短縮し、株主様の安全を最大限配慮したうえで開催いたしたく、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒、ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

また、当日の株主総会の模様をLive配信にてWeb上で株主の皆様にご公開する予定としております。

配信URL： <https://www.tsuruha-hd.com/live-meeting/>

パスワード：meeting268

※ご使用の機器やネットワーク環境によって映像や音声に不都合が生じる場合がありますので予めご了承ください。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担になります。

※ライブ中継は、会社法上の株主総会での会場ではございませんので、ライブ中継内での議決権行使等はできません。

1. 本総会につきましては、会場内の座席の間隔を広げるため、座席数を50席とさせていただきます。  
設置できる座席数が限られることを受け、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。  
予めご了承のほどお願い申し上げます。
2. 会場での感染拡大防止策を可能な限り講じ徹底して参りますが、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、本年は書面またはインターネットによる議決権の事前行使をいただき、ご来場を見合わせることを強くお願い申し上げます。
3. 本会場では、株主総会当日、以下の対応をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
  - ①入場前に体温測定をさせていただきます。発熱症状など体調不良が見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただきます場合がございます。
  - ②当社の役員および運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用および会場に入場される際の手指の消毒にご協力をお願いいたします。  
マスク未着用の株主様にはご入場をお断りさせていただく場合がございます。

◆例年ご出席の株主様にお配りしておりましたお土産につきましては、安全上の理由（接触感染リスクの低減）により、昨年に引き続き取りやめさせていただきます。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
4. 今後の状況により、本株主総会の運営において大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsuruha-hd.com/>）にてお知らせいたします。

## 議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類(36頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下3つの方法がございます。

なお、**本年は新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくようご推奨申し上げます。**

なお、書面(郵送)で議決権を行使する方法の場合、ご返送いただく過程で感染リスクが生じますが、インターネット等により議決権を行使する方法では、外出することなく、ご自宅のパソコンやスマートフォンから議決権を行使することが可能ですので、ぜひご利用ください。

### 1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 2 議決権行使書を郵送する場合



株主総会にご出席いただけない場合、議案の賛否をご表示のうえ、**2021年8月6日(金曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。**

### 3 インターネット等による議決権行使の場合



株主総会にご出席いただけない場合、インターネット等により議決権を行使していただけます。

**詳しくは、次頁をご覧ください。**

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から**議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスし、議決権行使書に記載された**「ログインID」**

および**「仮パスワード」**をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使の場合の有効期限は、**2021年8月6日(金曜日)午後6時受付分まで**となります。ご注意ください。

(毎日午前2時から午前5時まで  
は取扱いを休止しております。)

### 議決権行使書のご記入方法のご案内

| 議決権行使書                                                                                                          |   | 議決権の数 |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------|----|
| 株式会社ツルハホールディングス 御中                                                                                              |   |       |    |
| 私は、2021年8月10日開催の株式会社ツルハホールディングス第59回定時株主総会(御株主または近会の場合も含む)における各議案の賛否に<br>対して是(賛成を含む)のとうり、議決権を行使します。<br>2021年 月 日 |   |       |    |
| 議決権の数                                                                                                           | 賛 | 否     | 無効 |
| 第1号議案                                                                                                           | 賛 | 否     | 無効 |
| 第2号議案                                                                                                           | 賛 | 否     | 無効 |
| 第3号議案                                                                                                           | 賛 | 否     | 無効 |
| 第4号議案                                                                                                           | 賛 | 否     | 無効 |
| 第5号議案                                                                                                           | 賛 | 否     | 無効 |
| 第6号議案                                                                                                           | 賛 | 否     | 無効 |
| 第7号議案                                                                                                           | 賛 | 否     | 無効 |
| 総 計                                                                                                             |   |       |    |

議決権の数に1票に1票とします。

お 願 い

1. 本株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 本日に出席できない場合は、以下のいずれかの方法により1号から7号まで各議案の賛否をご表示ください。
- ① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- ② スマートフォンでログインIDとパスワードを入力し、インターネット上で投票してください。
- ③ 第2号議案および第3号議案の賛否は、1号の議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使書」の「議決権行使書」の欄に記載してください。
- ④ 第4号議案の賛否は、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使書」の「議決権行使書」の欄に記載してください。
- ⑤ 第5号議案の賛否は、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使書」の「議決権行使書」の欄に記載してください。
- ⑥ 第6号議案の賛否は、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使書」の「議決権行使書」の欄に記載してください。
- ⑦ 第7号議案の賛否は、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使書」の「議決権行使書」の欄に記載してください。

議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使書」の欄に記載してください。

株式会社ツルハホールディングス

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

| 議案     |            |
|--------|------------|
| 賛成の場合  | ▶ 「賛」の欄に○印 |
| 否認する場合 | ▶ 「否」の欄に○印 |

### 【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

## (1) パソコンをご使用する場合

### 議決権行使サイトにアクセスする (<https://evote.tr.mufig.jp/>)

#### A 「次の画面へ」をクリック

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ  
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定  
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

**A** 次の画面へ

### ログインする

#### B お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

#### C 「ログイン」をクリック

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。

ログインID **B**  (半角) **C**

パスワード  
または仮パスワード  (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードを入力の上、「パスワード変更」をクリックしてください。

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されています。  
仮パスワードによるログインの際は、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、特主様ご指定による任意のパスワードに変更してください。

### パスワードを登録する

#### D 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

#### E 「送信」をクリック

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。

- 確認のため「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の2箇所に入力してください。
- 「送信」を選択すると新しいパスワードが有効となります。

**D**  (半角)  (半角) **E**

現在のパスワード  
新しいパスワード  
新しいパスワード(確認用)

確認画面が出たら「確認」をクリック

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## (2) スマートフォン・携帯電話をご使用する場合

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。  
ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。  
以降画面の案内に従って賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただく必要があります。



### 議決権行使サイトにアクセスする (<https://evote.tr.mufig.jp/>)

#### A 「ログイン」をクリック QRコードは一部の携帯電話ではご使用いただけない場合がありますのでご了承ください。



三菱UFJ信託銀行  
議決権行使サイト

◆議決権行使  
サイト(トップ)

**A**   
ご利用ください。

こちらからログインしてください。

### ログインする

#### B お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

#### C 「ログイン」をクリック

三菱UFJ信託銀行  
議決権行使サイト

**B**  (4桁区切り)  
ログインIDを入力

(半角)  
仮パスワードを入力

**C**   
すべて半角で入力  
大文字と小文字は区別

パスワードを失念された方、  
連続して間違えて利用できなくなった方は、  
三菱UFJ信託銀行証券代行部(ヘルプデスク)へお問合せください。

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(添付書類)

## 事業報告

(2020年5月16日から  
2021年5月15日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過および成果

## ① 事業の状況

当連結会計年度(2020年5月16日～2021年5月15日)における経済情勢は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い2020年4月に政府が緊急事態宣言を発出したことなどにより、消費者マインドの著しい低下が見られました。その後も断続的な感染再拡大が全国各地で繰り返し発生し、2021年に入ってから2度の緊急事態宣言が発出されるなど先行きは極めて不透明な状況で推移いたしました。

一方、ドラッグストア業界においては、競合他社の出店による展開地域の拡大が一層激化する中、企業の統合・再編への動きもさらに強まっており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループではコンサルティングを主体とした接客サービスの徹底を継続して行うとともに、コロナ禍を含む生活スタイルの変化に対応する戦略的施策に取り組んでまいりました。高齢化や競争激化に伴う商圈縮小に対応すべく利便性の強化を図るため、精肉・青果の導入をはじめとする既存店舗の改装を推進したほか、DX戦略としてスマートフォンアプリを活用したサービスの提供による顧客接点の拡大や、店舗運営業務の効率化を目的とした人員配置・在庫管理等の支援システムの展開に取り組んでまいりました。プライベートブランドにおいては、商品開発・販売体制を強化し、当社グループの新たなプライベートブランド「くらしリズム」「くらしリズムMEDICAL」への刷新と展開拡大を図りました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響については、感染予防関連商材の需要増、緊急事態宣言等による外出自粛に伴う日用品・消耗品、食品等の需要増があったものの、インバウンド需要の剥落や化粧品等の需要減、さらに下期においてはかぜ薬を中心とした季節品の売上不振などの成長阻害要因が見られました。

店舗展開につきましては、ドミナント戦略に基づく地域集中出店および既存店舗のスクラップアンドビルドを推進したことにより、期首より138店舗の新規出店と75店舗の閉店を実施したほか、2020年5月28日付で子会社化したJ R九州ドラッグイレブン株式会社(現：株式会社ドラッグイレブン) など207店舗がグループに加わり、当期末のグループ店

舗数は直営店で2,420店舗となりました。なお、タイ国内の当社グループ店舗につきましては、2店舗の新規出店と2店舗の閉店を実施し、同国内における店舗数は2021年5月15日現在で22店舗となりました。

当社グループの出店、閉店の状況は次のとおりとなっております。

(単位：店舗)

|       | 前期末<br>店舗数 | 出店  | 子会社化 | 閉店 | 純増  | 期末<br>店舗数 | うち<br>調剤薬局 |
|-------|------------|-----|------|----|-----|-----------|------------|
| 北海道   | 404        | 21  | -    | 11 | 10  | 414       | 103        |
| 東 北   | 506        | 32  | -    | 5  | 27  | 533       | 105        |
| 関東甲信越 | 473        | 35  | 3    | 18 | 20  | 493       | 170        |
| 中部・関西 | 233        | 17  | -    | 13 | 4   | 237       | 122        |
| 中 国   | 300        | 10  | -    | 9  | 1   | 301       | 100        |
| 四 国   | 211        | 16  | 2    | 3  | 15  | 226       | 58         |
| 九州・沖縄 | 23         | 7   | 202  | 16 | 193 | 216       | 25         |
| 国内店舗計 | 2,150      | 138 | 207  | 75 | 270 | 2,420     | 683        |

(その他 海外22店舗 F C加盟店舗4店舗)

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高9,193億3百万円（前年同期比9.3%増）、営業利益483億77百万円（同7.5%増）、経常利益476億88百万円（同3.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益262億83百万円（同5.8%減）となりました。

今後中期目標である「2024年5月期 3,000店舗」「売上高1兆円」の達成とさらなる経営基盤と成長力の強化に努め、地域のお客様にとって便利で信頼される店舗づくりと日本一のドラッグストアチェーン構築を目指し、企業価値向上に努めてまいります。

なお、商品部門別の状況は、次のとおりであります。

#### 医薬品

かぜ薬をはじめとする季節商品の市況悪化に伴いOTC医薬品の販売が不振であったものの、調剤薬局66店舗の新規開設による調剤報酬額の伸長等により、売上高は前年同期比5.5%増加の1,937億83百万円となりました。

#### 化粧品

新型コロナウイルスの感染拡大の影響や前期のインバウンド需要の剥落等により、売上高は前年同期比0.1%減少の1,333億48百万円となりました。

#### 日用雑貨

プライベートブランド「くらしリズム」の新規商品開発の推進に加え、新型コロナウイルスの感染拡大長期化に伴い巣ごもり需要が継続したこと等により、売上高は前年同期比13.4%増加の2,602億32百万円となりました。

#### 食品

既存店舗の改装により精肉・青果を含む食品の品揃え強化を図ったほか、新型コロナウイルスの感染拡大長期化に伴い巣ごもり需要が続いたことなどにより、売上高は前年同期比9.4%増加の2,128億3百万円となりました。

#### その他

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続いたことにより、マスクをはじめとする医療用品の需要が継続したこと等により、売上高は前年同期比19.6%増加の1,152億81百万円となりました。

商品部門別売上実績

| 品 目         |         | 当連結会計年度<br>(自 2020年5月16日<br>至 2021年5月15日) |           |           |
|-------------|---------|-------------------------------------------|-----------|-----------|
|             |         | 金 額 (百万円)                                 | 構 成 比 (%) | 前 期 比 (%) |
| 商<br>品      | 医 薬 品   | 193,783                                   | 21.1      | 105.5     |
|             | 化 粧 品   | 133,348                                   | 14.5      | 99.9      |
|             | 日 用 雑 貨 | 260,232                                   | 28.3      | 113.4     |
|             | 食 品     | 212,803                                   | 23.2      | 109.4     |
|             | そ の 他   | 115,281                                   | 12.5      | 119.6     |
| 小 計         |         | 915,449                                   | 99.6      | 109.3     |
| 不 動 産 賃 貸 料 |         | 1,005                                     | 0.1       | 115.3     |
| 手 数 料 収 入 等 |         | 2,847                                     | 0.3       | 107.2     |
| 合 計         |         | 919,303                                   | 100.0     | 109.3     |

(注) 当社グループは、おもに一般消費者に対して店頭販売を行っているため、受注生産および受注販売は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、215億49百万円であり、その主なものは138店舗の新規出店および改装に伴う差入保証金等の店舗設備投資であります。

(出店店舗)

| 都道府県別出店店舗数 |      |      |       |
|------------|------|------|-------|
| 北海道        | 21店舗 | 京都府  | 1店舗   |
| 青森県        | 4店舗  | 大阪府  | 4店舗   |
| 岩手県        | 4店舗  | 兵庫県  | 1店舗   |
| 宮城県        | 8店舗  | 和歌山県 | 2店舗   |
| 秋田県        | 5店舗  | 鳥取県  | 2店舗   |
| 山形県        | 4店舗  | 島根県  | 1店舗   |
| 福島県        | 7店舗  | 岡山県  | 1店舗   |
| 茨城県        | 3店舗  | 広島県  | 9店舗   |
| 栃木県        | 4店舗  | 山口県  | 3店舗   |
| 埼玉県        | 1店舗  | 徳島県  | 2店舗   |
| 千葉県        | 8店舗  | 香川県  | 2店舗   |
| 東京都        | 8店舗  | 愛媛県  | 2店舗   |
| 神奈川県       | 2店舗  | 高知県  | 4店舗   |
| 新潟県        | 6店舗  | 福岡県  | 3店舗   |
| 長野県        | 3店舗  | 宮崎県  | 1店舗   |
| 静岡県        | 5店舗  | 鹿児島県 | 1店舗   |
| 愛知県        | 4店舗  | 沖縄県  | 2店舗   |
| 計          |      |      | 138店舗 |

(閉店店舗)

| 都道府県別閉店店舗数 |      |     |      |
|------------|------|-----|------|
| 北海道        | 11店舗 | 大阪府 | 4店舗  |
| 青森県        | 1店舗  | 兵庫県 | 2店舗  |
| 岩手県        | 1店舗  | 岡山県 | 1店舗  |
| 秋田県        | 2店舗  | 広島県 | 2店舗  |
| 山形県        | 1店舗  | 徳島県 | 1店舗  |
| 千葉県        | 6店舗  | 香川県 | 1店舗  |
| 東京都        | 10店舗 | 愛媛県 | 5店舗  |
| 神奈川県       | 1店舗  | 高知県 | 2店舗  |
| 長野県        | 1店舗  | 福岡県 | 12店舗 |
| 静岡県        | 2店舗  | 佐賀県 | 1店舗  |
| 愛知県        | 3店舗  | 熊本県 | 1店舗  |
| 京都府        | 2店舗  | 沖縄県 | 2店舗  |
| 計          |      |     | 75店舗 |

- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度において社債または新株の発行による資金調達は行っておりません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
2021年2月1日付で株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本が株式会社たかきファーマシーより同社が鳥取県内で運営するドラッグストア1店舗の事業譲受を受けました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当社孫会社の株式会社ビー・アンド・ディーと当社子会社である株式会社ビー・アンド・ディーホールディングスは2020年5月16日付で株式会社ビー・アンド・ディーを存続会社とする吸収合併を行っております。  
また、当社子会社の株式会社ツルハと当社孫会社の株式会社ツルハコーポレーション北海道・株式会社ツルハコーポレーション南北海道・株式会社ツルハコーポレーション東北は2020年11月16日付で株式会社ツルハを存続会社とする吸収合併を行っております。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
2020年5月28日付で株式会社ツルハホールディングスがJ R九州ドラッグイレブン株式会社（現：株式会社ドラッグイレブン）の株式の51%を取得し、同社を子会社化いたしました。

## (2) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                   | 第 56 期<br>(2018年5月期) | 第 57 期<br>(2019年5月期) | 第 58 期<br>(2020年5月期) | 第 59 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年5月期) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)           | 673,238              | 782,447              | 841,036              | 919,303                           |
| 経 常 利 益 (百万円)         | 41,610               | 43,313               | 46,298               | 47,688                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 24,798               | 24,824               | 27,899               | 26,283                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 515.26               | 513.84               | 576.85               | 542.04                            |
| 総 資 産 (百万円)           | 337,749              | 372,293              | 414,002              | 537,027                           |
| 純 資 産 (百万円)           | 203,989              | 220,214              | 250,934              | 276,528                           |
| 1株当たり純資産額 (円)         | 3,959.04             | 4,238.15             | 4,821.26             | 5,210.88                          |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第57期の期首から適用しており、第56期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社に該当する親会社はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資 本 金    | 出資比率   | 主要な事業内容                                                                                                  |
|---------------------------|----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株 式 会 社 ツ ル ハ             | 4,252百万円 | 100.0% | 薬局および店舗販売業に基づく医薬品等の販売ならびにフランチャイズ店への卸売販売業                                                                 |
| 株 式 会 社 く す り の 福 太 郎     | 98百万円    | 100.0% | 関東地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売                                                                              |
| 株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 | 287百万円   | 100.0% | 中国・九州地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売                                                                           |
| 株 式 会 社 レ デ イ 薬 局         | 598百万円   | 51.0%  | 中国・四国地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売                                                                           |
| 株式会社杏林堂グループ・ホールディングス      | 50百万円    | 51.0%  | ドラッグストア運営子会社の経営指導および管理                                                                                   |
| 株 式 会 社 杏 林 堂 薬 局         | 50百万円    | 51.0%  | 静岡県内における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売                                                                              |
| 株式会社ビー・アンド・ディー            | 30百万円    | 100.0% | 愛知県内における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売                                                                              |
| J R九州ドラッグイレブン株式会社         | 100百万円   | 51.0%  | 九州・沖縄地区を中心とする薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売                                                                         |
| 株 式 会 社 広 島 中 央 薬 局       | 40百万円    | 100.0% | 広島県内における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売                                                                              |
| 株式会社ツルハグループマーチャンダイジング     | 10百万円    | 100.0% | 当社グループ全般に係る商品の調達および物流に関する企画、商談、調達業務<br>当社グループのプライベートブランド商品の企画開発・販売促進業務<br>当社グループ取扱商品の電話およびインターネット等での通信販売 |
| 株式会社ツルハフィナンシャルサービス        | 10百万円    | 100.0% | 保険代理店業務および経営指導管理                                                                                         |
| 株式会社ツルハファーマシー             | 10百万円    | 100.0% | 不動産賃貸業                                                                                                   |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ 酒 類 販 売     | 10百万円    | 100.0% | 酒類等のインターネット等での通信販売                                                                                       |
| 株 式 会 社 セ ベ ラ ル           | 50百万円    | 100.0% | 自動販売機の賃貸および飲料の販売                                                                                         |

- (注) 1. (株)ツルハファーマシー、(株)ツルハ酒類販売は、(株)ツルハの完全子会社であります。  
2. (株)杏林堂薬局は、(株)杏林堂グループ・ホールディングスの完全子会社であります。  
3. (株)ツルハは、2020年11月16日付で(株)ツルハコーポレーション北北海道、(株)ツルハコーポレーション  
南北海道、(株)ツルハコーポレーション東北を吸収合併しております。  
4. (株)ビー・アンド・ディーは、2020年5月16日付で(株)ビー・アンド・ディーホールディングスを吸収  
合併しております。  
5. J R九州ドラッグイレブン(株)は2021年5月16日付で、商号を(株)ドラッグイレブンに変更しております。  
6. (株)広島中央薬局は、(株)ツルハグループドラッグ＆ファーマシー西日本の完全子会社であります。  
7. (株)セベラルは、(株)ツルハフィナンシャルサービスの完全子会社であります。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況が日々変化する中、先行き不透明な状況が継続するものと考えられます。ドラッグストア業界においては出店競争の激化、および業界の垣根を越えたM&Aや業務・資本提携などの業界再編への動きがより加速すると想定され、厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような状況の中で、当社は「お客様の生活に豊かさと余裕を提供する」という経営理念のもと、美と健康に関する高い専門性を生かしたカウンセリングサービスの充実に引き続き取り組むとともに、プライベートブランド商品をはじめとする良質で求めやすい商品の品揃えによる利便性の提供に努め、お客様に親しまれる身近で便利なドラッグストアを目指してまいります。また、コロナ禍における新たなライフスタイルに対応すべく、精肉・青果や100円均一の導入によるワンストップショッピングの実現を目指すとともに、ドラッグストア業界最大の店舗網を背景としたID-POSデータを活用したマーケティング施策の推進、ドラッグストア併設型を中心とした調剤薬局の積極的な新規開局を進めてまいります。

2022年5月期の重点方針は次のとおりです。

- ①収益性を重視した店舗展開戦略  
店舗展開地域への集中出店によりドミナント戦略を推進するとともにM&Aを含めた新規地域への展開拡大を図ります。
- ②高齢化や競争激化による商圈縮小への対応  
主力の郊外型・住宅街立地出店を推進するほか、食品売場の改装等を通じた利便性の向上に取り組みます。
- ③事業会社の経営効率の向上  
店舗における稼働計画策定業務の削減と人員配置の最適化を目指したシステムの活用など、店舗および本部業務の効率化を実現するデジタルツールの導入に取り組み、販売管理費率のコントロール向上を図ります。
- ④グループ管理業務の集約による効率化  
グループの組織力と経営効率の向上を図るべく、管理部門を中心に業務の集約・一元化、

コスト削減を進め、よりスリムな本社体制を構築し企業規模のさらなる拡大に対応してまいります。

⑤プライベートブランドの商品力強化

新たなプライベートブランド「くらしリズム」「くらしリズムMEDICAL」の開発・販売を推進し、ツルハグループを代表する優れた商品の開発とブランド育成を通じて企業価値の向上および競争力の強化を図ってまいります。

⑥デジタル戦略の推進

ドラッグストア業界最大の店舗網を生かして、店舗から得られる購買データ・消費行動データの蓄積と戦略的活用のためのデータ・マネジメント・プラットフォーム（DMP）を構築し、顧客満足度向上と新規顧客の獲得を図る新たなマーケティングの展開に着手します。

⑦調剤事業の強化

既存店舗への併設を中心とした調剤薬局の新規出店を引き続き推進するほか、調剤業務の機械化および発注・在庫管理システムの強化により薬剤師が患者様への服薬指導や健康維持のサポートにより注力できる環境を整備するとともに、薬剤師のスキルアップに努めてまいります。

⑧サステナビリティの推進

ドラッグストア・調剤薬局事業の推進を通じた地域社会へのさらなる貢献を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる持続可能な社会づくりに取り組み、同時にコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実により長期的な企業価値向上を目指します。

2022年5月期は、新規出店158店舗、閉店48店舗、期末店舗数2,530店舗を計画しており、未出店地区への進出も視野に入れつつ、既存出店地域におけるより一層のドミナント化を推進してまいります。さらに、当社の中期目標であります「2024年5月期3,000店舗・売上高1兆円」の達成、かつ高い成長性を維持するため、上記施策の確実な実行と、当社の方針に賛同していただける企業との資本・業務提携やM&Aも実施しながら、グループの企業価値の最大化に注力して行きたいと考えております。

**(5) 主要な事業内容**（2021年5月15日現在）

当社は、グループ会社各社の経営指導および管理を行っております。

なお、当社グループは、当社、連結子会社14社で構成され、医薬品、化粧品、日用雑貨、食品等の販売および調剤薬局の経営に関係する事業等を行っております。

**(6) 主要な営業所**（2021年5月15日現在）

当社本社 札幌市東区北24条東20丁目1番21号

なお、当社グループ店舗数の状況は以下のとおりであります。

直営店舗2,420店舗（その他 海外22店舗、フランチャイズ加盟店舗4店舗）

当社グループ直営店舗の分布状況（地区および店舗数）は次のとおりであります。

| 都道府県別店舗数 |       |      |         |
|----------|-------|------|---------|
| 北海道      | 414店舗 | 大阪府  | 24店舗    |
| 青森県      | 58店舗  | 兵庫県  | 15店舗    |
| 岩手県      | 67店舗  | 和歌山県 | 19店舗    |
| 宮城県      | 139店舗 | 鳥取県  | 36店舗    |
| 秋田県      | 73店舗  | 島根県  | 50店舗    |
| 山形県      | 88店舗  | 岡山県  | 12店舗    |
| 福島県      | 108店舗 | 広島県  | 176店舗   |
| 茨城県      | 50店舗  | 山口県  | 41店舗    |
| 栃木県      | 27店舗  | 徳島県  | 22店舗    |
| 埼玉県      | 8店舗   | 香川県  | 50店舗    |
| 千葉県      | 144店舗 | 愛媛県  | 108店舗   |
| 東京都      | 157店舗 | 高知県  | 32店舗    |
| 神奈川県     | 38店舗  | 福岡県  | 90店舗    |
| 新潟県      | 27店舗  | 佐賀県  | 6店舗     |
| 山梨県      | 29店舗  | 長崎県  | 5店舗     |
| 長野県      | 13店舗  | 熊本県  | 14店舗    |
| 静岡県      | 87店舗  | 大分県  | 9店舗     |
| 愛知県      | 79店舗  | 宮崎県  | 11店舗    |
| 滋賀県      | 7店舗   | 鹿児島県 | 42店舗    |
| 京都府      | 6店舗   | 沖縄県  | 39店舗    |
|          |       | 計    | 2,420店舗 |

**(7) 従業員の状況（2021年5月15日現在）****① 当社グループの状況**

| 区 分     | 従業員数    | 前期末比増減 | 平均年齢    | 平均勤続年数  |
|---------|---------|--------|---------|---------|
| 男 性     | 5,399名  | 663名   | 37歳 3ヵ月 | 10年 5ヵ月 |
| 女 性     | 5,423名  | 875名   | 32歳 1ヵ月 | 6年10ヵ月  |
| 合計または平均 | 10,822名 | 1,538名 | 34歳 8ヵ月 | 8年 8ヵ月  |

(注) 上記従業員数には、社外への出向者12名を含み、嘱託549名およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの年間平均人数は19,239名（1日1人8時間換算）であります。

**② 当社の状況**

| 区 分     | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢    | 平均勤続年数  |
|---------|------|--------|---------|---------|
| 男 性     | 195名 | 36名    | 46歳 3ヵ月 | 17年 1ヵ月 |
| 女 性     | 85名  | 13名    | 41歳 8ヵ月 | 14年 7ヵ月 |
| 合計または平均 | 280名 | 49名    | 44歳10ヵ月 | 16年 4ヵ月 |

(注) 1. 上記従業員数には、嘱託およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの年間平均人数は1名（1日1人8時間換算）、嘱託は24名であります。

2. 上記従業員数には、当社グループからの出向者220名を含んでおります。

**(8) 主要な借入先（2021年5月15日現在）**

| 借 入 先       | 借 入 額     |
|-------------|-----------|
| (株)三菱UFJ銀行  | 24,000百万円 |
| 三井住友信託銀行(株) | 9,875百万円  |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

|              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 152,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 49,423,768株  |
| ③ 株主数        | 19,315名      |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                                              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------|---------|---------|
| イオン株式会社                                            | 6,313千株 | 13.01%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                            | 2,880千株 | 5.93%   |
| STATE STREET CLIENT OMNIBUS<br>ACCOUNT OM02        | 2,672千株 | 5.51%   |
| RBC IST 15 PCT LENDING<br>ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT | 1,589千株 | 3.27%   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                 | 1,495千株 | 3.08%   |
| THE CHASE MANHATTAN BANK<br>385036                 | 1,438千株 | 2.96%   |
| 鶴羽 樹                                               | 1,410千株 | 2.91%   |
| 鶴羽 弘子                                              | 1,012千株 | 2.09%   |
| 鶴羽 暁子                                              | 901千株   | 1.86%   |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS<br>ACCOUNT                    | 805千株   | 1.66%   |

（注） 持株比率は、当社所有自己株式（886,630株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分合計

| 区分            | 株式数    | 交付対象者数 |
|---------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 1,700株 | 3名     |
| 社外取締役         | 900株   | 3名     |
| 監査役           | 900株   | 3名     |

## (2) 会社役員に関する事項

### ① 取締役および監査役の状況

#### a) 取締役および監査役

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                           |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長 | 鶴 羽 樹   | (株)ツルハ取締役会長                                             |
| 代表取締役社長   | 鶴 羽 順   | (株)ツルハ代表取締役副会長                                          |
| 取 締 役     | 後 藤 輝 明 | (株)ツルハ取締役                                               |
| 取 締 役     | 小 川 久 哉 | (株)くすりの福太郎代表取締役社長                                       |
| 取 締 役     | 三 橋 信 也 | (株)レデイ薬局代表取締役会長                                         |
| 取 締 役     | 村 上 正 一 | (株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本代表取締役社長                         |
| 取 締 役     | 渥 美 文 昭 | (株)杏林堂グループ・ホールディングス代表取締役会長<br>(株)杏林堂薬局代表取締役会長           |
| 取 締 役     | 八 幡 政 浩 | (株)ツルハ代表取締役社長                                           |
| 取 締 役     | 阿 部 光 伸 |                                                         |
| 取締役相談役    | 岡 田 元 也 | イオン(株)取締役兼代表執行役会長                                       |
| 取 締 役     | 藤 井 文 世 | (株)北洋銀行常勤監査役                                            |
| 取 締 役     | 佐 藤 はるみ | アンカー税理士法人札幌事務所所長                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 土 井 勝 久 | 土井法律事務所代表、(株)ツルハ監査役                                     |
| 常 勤 監 査 役 | 大 船 正 博 | (株)ツルハ監査役                                               |
| 監 査 役     | 酒 井 純   | 公認会計士酒井純事務所代表、(株)ツルハ監査役<br>(株)ホクリョウ社外監査役、(株)北海道新聞社社外監査役 |

- (注) 1. 取締役岡田元也、藤井文世および佐藤はるみの3氏は社外取締役であります。なお、当社は藤井文世および佐藤はるみの両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役土井勝久および酒井 純の両氏は社外監査役であります。なお、当社は土井勝久氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役酒井 純氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役山田恵司氏は、2020年8月11日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 取締役後藤輝明氏は、2020年11月8日に逝去により退任いたしました。なお、当該取締役の地位および担当は退任時の地位および担当であります。

## b) 執行役員

| 地 位     | 氏 名       | 担 当                        |
|---------|-----------|----------------------------|
| 社長執行役員  | ※ 鶴 羽 順   |                            |
| 常務執行役員  | ※ 後 藤 輝 明 | グループ調剤運営本部長                |
| 執 行 役 員 | ※ 小 川 久 哉 | (株)くすりの福太郎担当、M&A担当         |
| 執 行 役 員 | ※ 三 橋 信 也 | (株)レデイ薬局担当                 |
| 執 行 役 員 | ※ 村 上 正 一 | (株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本担当 |
| 執 行 役 員 | ※ 渥 美 文 昭 | (株)杏林堂薬局担当                 |
| 執 行 役 員 | ※ 八 幡 政 浩 | (株)ツルハ担当                   |
| 常務執行役員  | 江 口 典 幸   | グループ商品部門担当                 |
| 執 行 役 員 | 宇 美 康     | (株)ツルハ営業統括担当               |
| 執 行 役 員 | 遠 山 和 登   | グループ店舗開発部門担当               |
| 執 行 役 員 | 村 上 誠     | グループ管理部門担当                 |

- (注) 1. 上記※印の執行役員は、取締役を兼任しております。  
2. 後藤輝明氏は、2020年11月8日に逝去により退任いたしました。なお、当該取締役の地位および担当は退任時の地位および担当であります。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社および連結子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性がそのなわれないように措置を講じております。

### ④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### 1. 基本方針

当社は、取締役の報酬を経営方針を実現するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針とし、それぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

- ① 「お客さまの生活に豊かさや余裕を提供する」企業理念を促すものであること
- ② 優秀な経営陣の参画と活躍を支える金額水準と設計であること
- ③ 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること
- ④ 会社業績との連動性を持つとともに、短期志向への偏重を抑制する仕組みが組み込まれているものであること
- ⑤ 株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性と公平性及び合理性を備えた設計であり、かつこれを担保する適切なプロセスを経て決定されること

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬とで構成されています。取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用の上、同業・同規模（売上高・時価総額・連結営業利益等で選定）他業種の企業の役員報酬水準を参考に、毎年検証を行います。

また、当社は取締役および監査役の報酬等の決定方針について2021年3月4日開催の取締役会において決定しております。

## 2. 取締役報酬の内容及び構成割合等

取締役の報酬は、①基本報酬としての役位（職位）に応じた「固定報酬」（金銭報酬）、②事業年度ごとの業績と個人の評価等にもとづく「賞与」（金銭報酬）及び③「株式報酬」（譲渡制限付株式報酬）とします。

取締役の報酬構成については、経営方針を実現するための重要なインセンティブとして機能することを意識し、基本報酬、賞与及び株式報酬の比率を設定します。

具体的には、当社会長及び社長については職責の重要性に鑑み、報酬の業績連動性を高めるため、

基本報酬：賞与：株式報酬＝35%：50%：15%

会長・社長以外取締役については、

基本報酬：賞与：株式報酬＝40%：50%：10% としております。

なお、「株式報酬」は、当社株式を交付することとします。

| 報酬の種類 | 支給基準                                                          | 支給方法  | 報酬構成     |            |
|-------|---------------------------------------------------------------|-------|----------|------------|
|       |                                                               |       | 会長<br>社長 | その他<br>取締役 |
| 基本報酬  | 役位別基準額をもとに各人ごとに定める                                            | 毎月現金  | 35%      | 40%        |
| 賞与    | 単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定後、個人別支給額を算出 | 年1回現金 | 50%      | 50%        |
| 株式報酬  | 株価と役位基準をベースに当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、各取締役別の付与株数を決定 | 年1回株式 | 15%      | 10%        |

（注） 1. 報酬の構成割合には若干の変動幅があります。

2. 社外取締役は含まれておりません。

### （基本報酬）

基本報酬としての固定報酬は役位別基準額を基に各人ごとに定め、在任期間中に毎月支給します。

### （賞与）

業績連動報酬としての賞与は単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等にもとづき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を算出します。賞与の算定に関わる指標は利益成長の達成度を重視する視点から連結業績の「営業利益及び当期純利益」で設定します。なお、支払いは、年1回社内での決裁後に支給します。

### （株式報酬）※譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、株価と役位基準により出された各取締役別の付与株数をベースに、当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、付与株式数を決定します。

割当て時期については、取締役会において決定されます。なお、当社の取締役に割当てする譲渡制限付株式は事前交付型です。

なお、社外取締役はその役割を考慮し基本報酬、賞与、株式報酬を支給しており、独立社外取締役に業務執行から独立していることを踏まえ、基本報酬と株式報酬を支給しております。

社外取締役の報酬の構成割合は、

基本報酬：賞与：株式報酬＝30%：40%：30%

独立社外取締役の報酬の構成割合は、

基本報酬：株式報酬＝50%：50%

としております。

| 報酬の種類 | 支給基準             | 支給方法  | 報酬構成  |         |
|-------|------------------|-------|-------|---------|
|       |                  |       | 社外取締役 | 独立社外取締役 |
| 基本報酬  | 各人ごとに定める         | 毎月現金  | 30%   | 50%     |
| 賞与    | 単年度業績を反映した支給額を決定 | 年1回現金 | 40%   | —       |
| 株式報酬  | 付与基準に基づき株数を決定    | 年1回株式 | 30%   | 50%     |

(注) 報酬の構成割合には若干の変動幅があります。

### 3. 取締役の報酬の決定プロセス

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の支給基準にもとづく賞与の配分額とします。なお、株式報酬については個人別の割当株式数を取締役会において決議します。

報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額については、社外の有識者を交えたグループ役員報酬の協議機関である報酬委員会にて、同業他社や同規模他社の動向やグループ経営のための必要性等の提言を踏まえて審議し、人事部にて各人別の報酬を立案の上、管理部門担当執行役員が社長と十分協議を行います。

※報酬委員会の審議内容は次のとおりです。

- ・役員報酬基本方針にかかる修正要否の確認
- ・個人別の役員報酬水準（役位別の基準額）の客観性及び妥当性の確認
- ・賞与にかかる業績目標及び評価の客観性と妥当性の確認
- ・前事業年度の賞与にかかる評価の内容及び個人別支給額等の確認
- ・前事業年度の株式報酬にかかる評価の内容及び個人別付与株式数の確認

#### b) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2005年8月11日開催の第43回定時株主総会において年額500百万円以内とすることでご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）であります。また、2008年8月12日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額30百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）とすることでご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。また、2017年8月10日開催の第55回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権に関する報酬額として年額100百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とすることでご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役3名）であります。

監査役の報酬限度額は、2005年8月11日開催の第43回定時株主総会において年額60百万円以内とすることでご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。また、2008年8月12日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額20百万円以内とすることでご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。また、2017年8月10日開催の第55回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権に関する報酬額として年額50百万円以内とすることでご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

## c) 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |            |            | 対象となる役員<br>の員数 (人) |
|------------------|-----------------|------------------|------------|------------|--------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬等    | 譲渡制限付株式    |                    |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 306<br>(30)     | 107<br>(12)      | 161<br>(5) | 36<br>(12) | 14<br>(4)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 71<br>(31)      | 34<br>(16)       | 25<br>(6)  | 12<br>(8)  | 3<br>(2)           |

- (注) 1. 当社は使用人兼務取締役がおりませんので、取締役に使用人給与は支給しておりません。  
 2. 取締役14名のうち7名に対し、連結子会社から296百万円の報酬等の支払いを行っております。  
 なお、社外取締役に該当はありません。  
 3. 取締役の報酬等の額には、退任した取締役3名を含んでおります。  
 4. 上記業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結業績の「営業利益及び当期純利益」であり、当該事業年の実績は、27頁「連結損益計算書」に記載のとおりであります。  
 5. 個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長鶴羽 順が委任を受け、取締役の基本報酬の額および各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額を決定しております。委任した理由は、当社業績を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。  
 6. 当該事業年度の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会にて審議し、人事部・管理部門執行役員による社長との十分な協議が行われているため、取締役会もその判断を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況ならびに果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は次のとおりです。

## a) 社外取締役 岡田 元也氏

イオン㈱取締役兼代表執行役会長であります。イオン㈱は当社の大株主であるとともに、当社グループは同社グループが経営するショッピングセンターへ出店しており、店舗賃借等の営業取引がありますが、取引額は当社営業経費の1.5%であり僅少であります。また、当社グループは同社グループから商品仕入れを行っておりますが、総仕入れ額の0.4%であり僅少であります。当期に開催された取締役会13回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識から、客観的立場で当社の経営上有用な意見、助言をいただいております。

## b) 社外取締役 藤井 文世氏 ㈱北洋銀行常勤監査役であります。当社と同行の間では預金と為替取引はありますが、融資取引はありません。当期に開催された取締役会13回全てに出席し、金融業務に精通した豊富な経験と幅広い見識に基づき経営上有用な意見、助言をいただいております。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

## c) 社外取締役 佐藤 はるみ氏

アンカー税理士法人札幌事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。当期に開催された取締役会13回全てに出席し、税理士としての専門的見地から経営上有用な意見、助言をいただいております。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

d) 社外監査役 土井 勝久氏

土井法律事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また同氏は当社子会社である㈱ツルハの監査役を兼務しております。

当期に開催された取締役会13回のうち12回に出席、また同期間に開催された監査役会13回のうち12回に出席し、弁護士として培った専門的見地から経営上有益な意見、助言をいただいております。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

e) 社外監査役 酒井 純氏

公認会計士酒井純事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また同氏は㈱ホクリヨウおよび㈱北海道新聞社の社外監査役であります。当社と㈱ホクリヨウおよび㈱北海道新聞社との間には特別の取引関係はありません。同氏は当社子会社である㈱ツルハの監査役を兼務しております。当期に開催された取締役会13回全てに出席、また同期間に開催された監査役会13回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から経営上有益な意見、助言をいただいております。

なお、社外役員が当事業年度において当社の子会社等から受けた報酬等の額はありません。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                       | 支 払 額 |
|---------------------------------------|-------|
| ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 44百万円 |
| ・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 92百万円 |

(注) 1. 当社の会計監査人を設置している全ての子会社につきましても有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合に会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として「経理業務にかかる支援業務」等を委託しております。

⑤ 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化および将来の事業展開を勘案しながら、株主利益重視の見地から安定した配当を行うことを基本方針とし、さらに配当性向を考慮した利益配分を実施してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、店舗の新設および増床・改装に伴う設備投資やM&Aも含めた成長など、将来の企業価値を高めるための投資に向けて、備えていく方針であります。

今後も、中長期的な視点にたって、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金については当期業績を踏まえて当初計画どおり83.5円の配当とさせていただきます。すでに、2021年1月8日に実施済みの中間配当金1株当たり83.5円とあわせまして、年間配当金は1株当たり167円となります。

# 連結貸借対照表

(2021年5月15日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部                      |                |
|------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                          | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         |                | <b>流 動 負 債</b>               |                |
| 現金及び預金                 | 116,531        | 買掛金                          | 152,611        |
| 売掛金                    | 46,908         | 1年内返済予定の長期借入金                | 7,200          |
| 商材及び貯蔵品                | 127,476        | 未払金                          | 19,722         |
| 短期貸付金                  | 140            | リース債務等                       | 492            |
| その他の流動資産               | 2              | 未払法人税等                       | 10,613         |
|                        | 18,722         | 賞与引当金                        | 5,613          |
| 流動資産合計                 | 309,782        | 役員賞与引当金                      | 643            |
|                        |                | ポインツ引当金                      | 4,417          |
|                        |                | その他の流動負債                     | 8,902          |
|                        |                | 流動負債合計                       | 210,216        |
| <b>固 定 資 産</b>         |                | <b>固 定 負 債</b>               |                |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     |                | 長期借入金                        | 26,675         |
| 建物及び構築物                | 43,024         | 繰上金                          | 4,370          |
| 機械装置及び運搬具              | 0              | 繰延税金負債                       | 8,187          |
| 工具、器具及び備品              | 12,462         | 退職給付に係る負債                    | 3,743          |
| 土地                     | 13,548         | 資産除去債務                       | 3,674          |
| リース資産                  | 4,004          | その他の固定負債                     | 3,632          |
| 建設仮勘定                  | 4,010          | 固定負債合計                       | 50,282         |
| 有形固定資産合計               | 77,050         |                              |                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     |                | <b>負 債 合 計</b>               | <b>260,498</b> |
| のれん                    | 38,597         | <b>純 資 産 の 部</b>             |                |
| ソフトウェア                 | 1,016          | <b>科 目</b>                   | <b>金 額</b>     |
| 電話加入権                  | 105            | <b>株 主 資 本</b>               |                |
| その他の無形固定資産             | 681            | 資本金                          | 11,251         |
| 無形固定資産合計               | 40,400         | 資本剰余金                        | 29,303         |
|                        |                | 利益剰余金                        | 193,320        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> |                | 自己株式                         | △5,312         |
| 投資有価証券                 | 37,409         | 株主資本合計                       | 228,562        |
| 長期貸付金                  | 11             | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> |                |
| 繰延税金資産                 | 6,166          | その他有価証券評価差額金                 | 24,528         |
| 差入保証金                  | 61,509         | 退職給付に係る調整累計額                 | △170           |
| その他の投資                 | 4,762          | その他の包括利益累計額合計                | 24,358         |
| 貸倒引当金                  | △65            |                              |                |
| 投資その他の資産合計             | 109,794        | <b>新 株 予 約 権</b>             | 1,701          |
| 固定資産合計                 | 227,245        | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | 21,905         |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>276,528</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>537,027</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>537,027</b> |

# 連結損益計算書

(2020年5月16日から  
2021年5月15日まで)

(単位：百万円)

| 科 目  | 金 額     |
|------|---------|
| 売上高  | 919,303 |
| 売上費  | 652,581 |
| 営業利益 | 266,721 |
| 受取利息 | 218,344 |
| 配当金  | 48,377  |
| 受取利息 | 140     |
| 受取利息 | 250     |
| 受取利息 | 719     |
| 受取利息 | 224     |
| 受取利息 | 117     |
| 受取利息 | 626     |
| 受取利息 | 2,077   |
| 受取利息 | 634     |
| 受取利息 | 756     |
| 受取利息 | 1,187   |
| 受取利息 | 188     |
| 受取利息 | 2,767   |
| 受取利息 | 47,688  |
| 受取利息 | 6       |
| 受取利息 | 0       |
| 受取利息 | 223     |
| 受取利息 | 354     |
| 受取利息 | 1       |
| 受取利息 | 586     |
| 受取利息 | 201     |
| 受取利息 | 0       |
| 受取利息 | 1,653   |
| 受取利息 | 41      |
| 受取利息 | 39      |
| 受取利息 | 307     |
| 受取利息 | 2,243   |
| 受取利息 | 46,030  |
| 受取利息 | 16,997  |
| 受取利息 | △487    |
| 受取利息 | 16,510  |
| 受取利息 | 29,520  |
| 受取利息 | 3,236   |
| 受取利息 | 26,283  |

# 貸 借 対 照 表

(2021年5月15日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部              |                |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         |                | <b>流 動 負 債</b>       |                |
| 現 金 及 び 預 金            | 27,221         | 1年内返済予定の長期借入金        | 6,000          |
| 売 掛 金                  | 1,209          | 未 払 金                | 1,263          |
| 貯 蔵 品                  | 32             | 未 払 費 用              | 4              |
| 関係会社短期貸付金              | 205            | 未 払 法 人 税 等          | 95             |
| 未収還付法人税等               | 2,788          | 預 り 金                | 3              |
| その他の金                  | 744            | 賞 与 引 当 金            | 54             |
| 貸 倒 引 当 金              | △145           | 役 員 賞 与 引 当 金        | 208            |
| 流 動 資 産 合 計            | 32,055         | そ の 他                | 87             |
|                        |                | 流 動 負 債 合 計          | 7,717          |
| <b>固 定 資 産</b>         |                | <b>固 定 負 債</b>       |                |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     |                | 長 期 借 入 金            | 18,000         |
| 建 物                    | 1              | 受 入 保 証 金            | 8              |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 40             | そ の 他                | 6              |
| 建 設 仮 勘 定              | 73             | 固 定 資 産 合 計          | 18,014         |
| 有 形 固 定 資 産 合 計        | 115            |                      |                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     |                | <b>負 債 合 計</b>       | <b>25,732</b>  |
| 電 話 加 入 権              | 0              | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 534            | <b>科 目</b>           | <b>金 額</b>     |
| 無 形 固 定 資 産 合 計        | 534            | <b>株 主 資 本</b>       |                |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> |                | 資 本 金                | 11,251         |
| 関 係 会 社 株 式            | 117,277        | 資 本 剰 余 金            |                |
| 繰 延 税 金 資 産            | 47             | 資 本 準 備 金            | 44,534         |
| そ の 他                  | 161            | そ の 他 資 本 剰 余 金      | 2,452          |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 合 計    | 117,485        | 資 本 剰 余 金 合 計        | 46,987         |
| 固 定 資 産 合 計            | 118,135        | 利 益 剰 余 金            |                |
|                        |                | 利 益 準 備 金            | 15             |
|                        |                | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 69,817         |
|                        |                | 別 途 積 立 金            | 861            |
|                        |                | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 68,955         |
|                        |                | 利 益 剰 余 金 合 計        | 69,832         |
|                        |                | 自 己 株 式              | △5,312         |
|                        |                | 株 主 資 本 合 計          | 122,757        |
|                        |                | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>1,701</b>   |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>124,459</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>150,191</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>150,191</b> |

# 損 益 計 算 書

(2020年5月16日から  
2021年5月15日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 営 業 収 入               | 20,502 |
| 営 業 費 用               | 5,570  |
| 営 業 利 益               | 14,931 |
| 営 業 外 収 益             |        |
| 受 取 利 息               | 0      |
| 受 取 配 当 金             | 1      |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益       | 20     |
| そ の 他                 | 19     |
| 営 業 外 費 用             |        |
| 支 払 利 息               | 61     |
| そ の 他                 | 22     |
| 経 常 利 益               | 14,889 |
| 特 別 利 益               |        |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 223    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 15,112 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 295    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △5     |
| 当 期 純 利 益             | 14,823 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年7月5日

株式会社ツルハホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

札幌事務所

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 村松 啓輔 | ㊟ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田辺 拓央 | ㊟ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2020年5月16日から2021年5月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツルハホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年7月5日

株式会社ツルハホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

札幌事務所

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 村松 啓輔 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田辺 拓央 | ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの2020年5月16日から2021年5月15日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2020年5月16日から2021年5月15日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、コンプライアンス統括グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、コンプライアンス統括グループ及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月6日

株式会社ツルハホールディングス 監査役会

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 土 井 勝 久 | ㊞ |
| 常勤監査役        | 大 船 正 博 | ㊞ |
| 監 査 役（社外監査役） | 酒 井 純   | ㊞ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督およびコーポレートガバナンス機能を強化することにより、経営の透明性を一層向上させ、意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会、監査等委員に関する規程の新設ならびに監査役会、監査役に関する規程の削除等、所要の変更を行うものであります。併せて今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記記載の事業および下記記載の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理する。</p> <p>（1）～（39） [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> | <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記記載の事業および下記記載の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理する。</p> <p>（1）～（39） [現行どおり]</p> <p><u>（40） 企業の経営計画、財務管理、労務管理および情報システムの企画、立案およびそのコンサルティング</u></p> <p><u>（41） 有価証券の運用管理</u></p> <p><u>（42） コンピュータによる情報の処理および企業経営コンサルティング</u></p> <p><u>（43） コインランドリーの経営</u></p> <p><u>（44） 情報処理サービス業、情報提供サービス業</u></p> |

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                                                   |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------|
| [新設]                           | <u>(45) プライベートブランド商品の製造、加工、卸売および輸出入</u>                 |
| [新設]                           | <u>(46) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守</u> |
| [新設]                           | <u>(47) 菓子製造業および販売業</u>                                 |
| <u>(40) 前各号の事業への投資および融資</u>    | <u>(48) 前各号の事業への投資および融資</u>                             |
| <u>(41) 前各号に付帯する一切の事業</u>      | <u>(49) 前各号に付帯する一切の事業</u>                               |
| 2. ～43. [条文省略]                 | 2. ～43. [現行どおり]                                         |
| [新設]                           | 44. <u>コインランドリーの経営</u>                                  |
| [新設]                           | 45. <u>情報処理サービス業、情報提供サービス業</u>                          |
| [新設]                           | 46. <u>プライベートブランド商品の製造、加工、卸売および輸出入</u>                  |
| [新設]                           | 47. <u>インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守</u>  |
| 44. ～45. [条文省略]                | 48. ～49. [現行どおり]                                        |
| (機 関)                          | (機 関)                                                   |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。                          |
| (1) 取締役会                       | (1) 取締役会                                                |
| <u>(2) 監査役</u>                 | <u>(2) 監査等委員会</u>                                       |
| <u>(3) 監査役会</u>                | <u>(3) 会計監査人</u>                                        |
| <u>(4) 会計監査人</u>               |                                                         |
| 第5条～第12条 [条文省略]                | 第5条～第12条 [現行どおり]                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第14条～第16条 [条文省略]</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役会は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 当会社の取締役はの選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第19条 [条文省略]</p> | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第14条～第16条 [現行どおり]</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 当会社の取締役はの選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第19条 [現行どおり]</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第20条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第21条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> | <p>(任 期)</p> <p>第20条 当会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前までに退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第21条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当会社の取締役社長は、当会社を代表するとともに、会社の業務を統轄する。</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を選定することができる。</p> <p>3. 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当会社の取締役社長は、当会社を代表するとともに、会社の業務を統轄する。</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議により<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役若干名を選定することができる。</p> <p>3. 当会社は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>(取締役相談役)</p> <p>第23条 当会社は、取締役会の決議により、取締役相談役若干名を選任することができる。</p>                                                                                                                                             | <p>(取締役相談役)</p> <p>第23条 [削除]</p>                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第24条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠損または事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>                                                                     | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>                                                                                                                                        |
| <p>(招集の手続)</p> <p>第25条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                      | <p>(招集の手続)</p> <p>第24条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第26条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(決議の方法)</p> <p>第25条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項に掲げる項目は除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                    | 第5章 監査等委員会<br>(監査等委員会の招集通知)<br>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| [新設]                                                                                                               | (監査等委員会規程)<br>第30条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                                                                   |
| [新設]                                                                                                               | (決議の方法)<br>第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。                                                                                          |
| 第5章 監査役および監査役会<br>(員 数)                                                                                            | [削除]                                                                                                                                                         |
| 第29条 当会社の監査役は、6名以内とする。                                                                                             |                                                                                                                                                              |
| (選任方法)<br>第30条 当会社の監査役は、株主総会の決議により選任する。<br>2. 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | [削除]                                                                                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p><u>(解任方法)</u></p> <p><u>第31条 監査役は、株主総会の決議によりこれを解任することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第32条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第33条 当会社は、取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第34条 当会社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集の手続)</p> <p>第35条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>[削除]</p>                                                                    |
| <p>(決議の方法)</p> <p>第36条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                          | <p>[削除]</p>                                                                    |
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                               | <p>[削除]</p>                                                                    |
| <p>(報酬等)</p> <p>第38条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>                                                                                             | <p>[削除]</p>                                                                    |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 [条文省略]</p>                                                                                                         | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 [現行どおり]</p>                                      |
| <p>(報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第42条 [条文省略]</p>                                                                      | <p>(報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第35条 [現行どおり]</p> |
| <p>第7章 計 算</p> <p>第43条～第46条 [条文省略]</p>                                                                                                           | <p>第7章 計 算</p> <p>第36条～第39条 [現行どおり]</p>                                        |

| 現 行 定 款     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[新設]</p> | <p>(附則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当会社は、第59回定時株主総会において決議された本定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第59回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | つる は たつる<br>鶴 羽 樹<br>(1942年2月11日生) | <p>1976年6月 (株)ツルハ入社<br/> 1978年7月 同社取締役<br/> 1994年8月 同社専務取締役<br/> 1996年8月 同社代表取締役専務<br/> 1997年8月 同社代表取締役社長<br/> 2003年8月 当社取締役<br/> 2005年8月 当社代表取締役社長<br/> 2008年8月 当社社長執行役員<br/> (株)ツルハ社長執行役員<br/> 2011年12月 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.取締役副会長<br/> 2014年8月 当社代表取締役会長<br/> (株)ツルハ代表取締役会長<br/> 2018年8月 当社取締役会長（現任）<br/> 2020年8月 (株)ツルハ取締役会長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/> (株)ツルハ取締役会長</p> <p>(取締役候補者とする理由)<br/> 鶴羽 樹氏は、卓越した経営手腕を発揮して現在のツルハグループの礎を築きました。また取締役会長として、グループ全体を俯瞰した経営の監督を行ってまいりました。候補者の長年にわたる豊富な知識と経営手腕は、監査等委員会設置会社移行後の当社グループの更なる成長および競争力強化に大きく寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p> | 1,410,440株 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2          | つる は じゅん<br>鶴 羽 順<br>(1974年5月21日生) | <p>1998年 4 月 (株)ツルハ入社<br/>2011年 5 月 同社取締役執行役員<br/>同社北海道店舗運営本部長<br/>当社執行役員</p> <p>2011年12月 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.取締役<br/>2014年 8 月 当社取締役専務執行役員・グループ店舗<br/>運営部門担当<br/>(株)ツルハ代表取締役社長<br/>同社社長執行役員</p> <p>2018年 8 月 当社代表取締役専務兼専務執行役員営業<br/>統括、グループ店舗運営部門担当<br/>2019年 7 月 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.取締役副会<br/>長 (現任)<br/>2020年 6 月 当社代表取締役社長 (現任)<br/>当社社長執行役員 (現任)<br/>2020年 8 月 (株)ツルハ代表取締役副会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>(株)ツルハ代表取締役副会長</p> <p>(取締役候補者とする理由)<br/>鶴羽 順氏は、当社代表取締役社長として、当社の経営<br/>上の重要な決定事項に適切な意思決定を行うとともに、<br/>経験により培われた統率力・行動力をグループ内の事業<br/>会社の業容拡大、企業価値向上に発揮し、大きく貢献し<br/>ております。今後はグループの最高経営責任者としてさ<br/>らなる経営手腕を発揮するものと判断し、引き続き取締<br/>役候補者としました。</p> | 120,200株         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3          | 小 川 久 哉<br>(1958年9月21日生) | <p>1983年 8 月 (株)くすりの福太郎入社<br/> 1988年12月 同社代表取締役社長<br/> 2007年 8 月 当社常務取締役<br/> 2008年 8 月 当社取締役<br/> 当社常務執行役員・グループ調剤店舗運<br/> 営・(株)くすりの福太郎担当<br/> 2015年 5 月 同社取締役<br/> 2016年 5 月 同社代表取締役社長（現任）<br/> 2018年 8 月 当社取締役（現任）<br/> 当社執行役員・(株)くすりの福太郎担当・<br/> M&amp;A担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/> (株)くすりの福太郎代表取締役社長</p> <p>（取締役候補者とする理由）<br/> 小川久哉氏は、当社子会社である(株)くすりの福太郎代表<br/> 取締役社長として、ドラッグストア経営における豊富な<br/> 経験と知識を有し、当社の経営判断に生かされておりま<br/> す。また、経験により蓄積された幅広い人脈と、行動力<br/> はM&amp;A担当取締役として成長が期待される企業の子会<br/> 社化に大きく貢献しており、引き続きその手腕を発揮す<br/> ることが出来ると判断し、引き続き取締役候補者としま<br/> した。</p> | 402,000株         |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 4          | むら かみ しょう いち<br>村 上 正 一<br>(1967年5月24日生) | <p>1992年11月 (有)ウェルネス湖北（現(株)ツルハグループ<br/>ドラッグ&amp;ファーマシー西日本）入社</p> <p>2002年4月 同社取締役</p> <p>2006年4月 同社常務取締役</p> <p>2009年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員<br/>当社執行役員・(株)ウェルネス湖北（現(株)ツルハグループドラッグ&amp;ファーマシー西日本）担当</p> <p>2015年8月 (株)ツルハグループドラッグ&amp;ファーマシー西日本代表取締役社長兼社長執行役員（現任）</p> <p>2019年8月 当社取締役（現任）<br/>当社執行役員・(株)ツルハグループドラッグ&amp;ファーマシー西日本担当（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>(株)ツルハグループドラッグ&amp;ファーマシー西日本代表取締役社長・社長執行役員</p> <p>（取締役候補者とする理由）<br/>村上正一氏は、当社子会社である(株)ツルハグループドラッグ&amp;ファーマシー西日本代表取締役社長として、同社の中国・九州地区における順調な業容拡大に大きく貢献しております。その中で培ってきた経営手腕は当社の経営にも十分生かされており、引き続き取締役候補者となりました。</p> | 2,000株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 5          | 八幡政浩<br>(1968年9月12日生) | 1991年 4 月 (株)ツルハ入社<br>2008年12月 同社北東北店舗運営部次長<br>2009年 8 月 同社東北第一店舗運営部長<br>2014年 4 月 同社東北店舗運営本部長<br>2014年 8 月 同社北海道店舗運営本部長<br>2018年 5 月 同社執行役員北海道店舗運営本部長<br>2020年 8 月 (株)ツルハ代表取締役社長 (現任)<br>同社社長執行役員 (現任)<br>当社取締役 (現任)<br>当社執行役員・(株)ツルハ担当 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)ツルハ代表取締役社長・社長執行役員<br><br>(取締役候補者とする理由)<br>八幡政浩氏はツルハグループで最大の規模である(株)ツルハの代表取締役社長として、現場に精通した知識と経験を生かした質の高い経営を行っており、当社の企業価値向上に大きく貢献しております。今後も当社の経営目標達成のために力を発揮出来ると判断し、引き続き取締役候補者としました。 | 4,500株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 6          | 藤 井 文 世<br>(1954年8月20日生) | <p>1979年 4 月 (株)北海道拓殖銀行入行<br/> 2011年 6 月 (株)札幌北洋ホールディングス取締役<br/> (株)北洋銀行取締役<br/> 2014年 6 月 同行常務取締役<br/> 2015年 8 月 当社社外監査役<br/> 2017年 6 月 (株)北洋銀行常勤監査役<br/> 2017年 6 月 北海道電力(株)社外監査役<br/> 2019年 8 月 当社社外取締役 (現任)<br/> 2021年 6 月 北洋証券(株)常勤監査役 (現任)</p> <p>(社外取締役候補者とする理由および期待される役割)</p> <p>藤井文世氏は、長年金融機関で培った金融に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の社外監査役歴任後、現在は社外取締役として取締役会において活発なご意見をいただくとともに、経営課題に対して様々なアドバイスをいただいております。その企業経営に関する高い見識、経験、監督能力を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 1,200株           |

- (注) 1. 藤井文世氏は社外取締役候補者であります。
2. 当社は藤井文世氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 藤井文世氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、藤井文世氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告19頁をご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※ 1        | おお ふね まさ ひろ<br>大 船 正 博<br>(1952年10月10日生) | <p>1993年11月 (株)ツルハ入社<br/>2005年 8 月 同社取締役<br/>当社取締役<br/>当社管理本部長兼総務部長兼経理部長<br/>2008年 8 月 当社常務執行役員・管理部門担当管理本部長兼経理部長<br/>2009年 3 月 当社常務執行役員・管理部門担当管理本部長<br/>2018年 8 月 当社監査役（現任）<br/>(株)ツルハ監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>(株)ツルハ監査役</p> <p>（監査等委員である取締役候補者とした理由）<br/>大船正博氏は管理部門を統括する取締役としての就任経験もあり、現在は常勤監査役としてグループの監査体制の構築とガバナンス体制の強化を行っております。監査等委員会設置会社移行後は、常勤の監査等委員取締役として、これまでに蓄積した知識と経験を基に、監査・監督機能の充実を図れるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。</p> | 7,600株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ※ 2        | 佐 藤 は る み<br>(1955年2月26日生) | <p>1977年 4 月 (財)日本エネルギー経済研究所入所<br/> 1990年 9 月 (株)ダゲレオ出版勤務<br/> 1998年 4 月 朝賀伸也税理士事務所勤務<br/> 2001年 5 月 佐藤はるみ税理士事務所 代表<br/> 2018年12月 アンカー税理士法人 札幌事務所 所長<br/> (現任)<br/> 2019年 8 月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/> アンカー税理士法人 札幌事務所 所長</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および<br/> 期待される役割)</p> <p>佐藤はるみ氏は、税理士としての税務に関する専門的な<br/> 知見を有しております。税理士としての豊富な経験と高<br/> い見識に加え、女性としての当社の経営判断に有用な視<br/> 点を有しており、当社経営に客観的視点から様々な提言<br/> をいただいております。なお、同氏は、社外取締役とな<br/> ること以外の方法で当社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員会設置会社移行<br/> 後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に<br/> 遂行できると判断しました。</p> | 700株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※3    | おか ぎき たく や<br>岡 崎 拓 也<br>(1977年9月12日生) | <p>2003年10月 司法研修所卒業<br/>田中敏滋法律事務所入所<br/>2011年7月 岡崎拓也法律事務所開業（現任）<br/>2013年11月 (株)ホクリヨウ社外監査役（現任）<br/>2016年6月 フルテック(株)社外取締役監査等委員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>岡崎拓也法律事務所代表</p> <p>（監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割）<br/>岡崎拓也氏は弁護士としての豊富な業務経験と専門的知識を有し、高い見識をもとに独立した立場からの助言により、取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化を図れるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。</p> | -株         |

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者または社外取締役候補者であります。
2. 当社は、佐藤はるみ氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、岡崎拓也氏も東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 佐藤はるみ氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、佐藤はるみ氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は、岡崎拓也氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告19頁をご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 鈴木シュヴァイスグート絵里子<br>(1986年3月20日生) | 2008年6月 カナダ マギル大学卒業<br>モルガンスタンレー証券 アナリスト<br>2010年4月 UBS証券 アソシエイト<br>2013年10月 COACH 財務部<br>2015年6月 Skycatch 日本代表オペレーションディレクター<br>2016年5月 Mistletoe (株) 投資部ディレクター<br>2018年5月 Fresco Capital ゼネラル・パートナー<br>2021年4月 (株)M Power マネージング・ディレクター (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)M Power マネージング・ディレクター<br><br>(補欠の監査等委員である社外監査役候補者とした理由および期待される役割)<br>鈴木シュヴァイスグート絵里子氏は、金融・テクノロジー業界に従事し多彩な経験と企業経営に関する専門知識を有しております。ダイバーシティの観点から、経営に対する助言を受けるとともに、取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化を図れるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。 | -株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 鈴木シュヴァイスグート絵里子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 鈴木シュヴァイスグート絵里子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
4. 鈴木シュヴァイスグート絵里子氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限とする予定であります。  
5. 当社は、役員賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、鈴木シュヴァイスグート絵里子氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告19頁をご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2005年8月11日開催の第43回定時株主総会において月額報酬と賞与とで構成される金銭報酬（以下報酬額といいます。）として年額500百万円以内とご決議いただき今日に至っております。今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、中長期的なインセンティブ面も考慮して新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」承認をもって効力を生じるものといたします。

## **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」承認をもって効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。本制度は2017年7月4日付で公表しております「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」と同内容の制度であり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、あらためて本株主総会に付議するものであります。そのため、1.（2）に記載の譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額および2. 本制度の概要はいずれも従来の制度から特段の変更はございません。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、割り当てる対象者は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は5名となります。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### （1）本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てる報酬制度として導入するものです。

##### （2）本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額150百万円以内として設定したいと存じます。

##### （3）譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を割り当てるものであります。

本譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の職責等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものであり、

下記2.（2）に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.02%（10年間に亘り、下記2.（2）に定める上限となる数の譲渡制限付株式を割り当てた場合における発行済株式総数に占める割合は0.2%程度）と希薄化率は軽微であることから、その内容は相당한ものであると考えております。

## 2. 本制度の概要

### （1）譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### （2）譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### （3）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### ①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

## ②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

## ③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとする。

## ④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、2021年8月6日（金曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

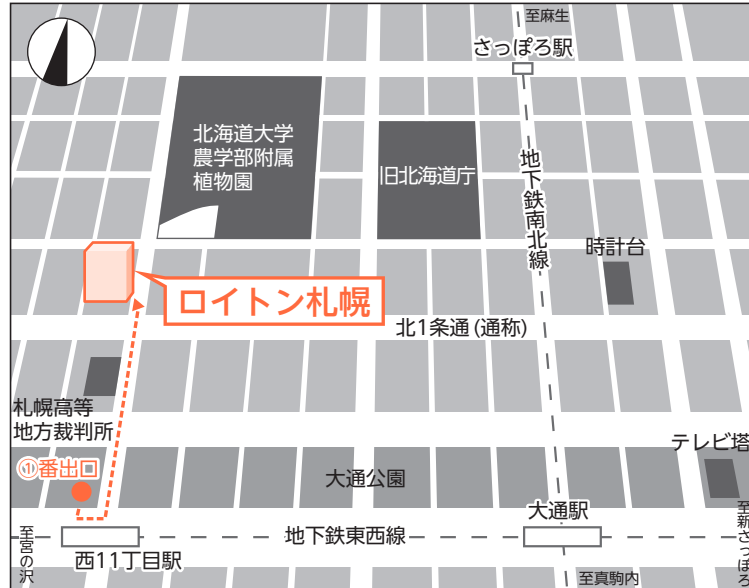
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会会場ご案内図

日時：2021年8月10日（火曜日）午前10時より（午前9時受付開始）  
会場：札幌市中央区北1条西11丁目  
ロイトン札幌 3階 ロイトンホール  
TEL. 011-271-2711



### [交通機関]

- 地下鉄東西線 西11丁目駅下車（①番出口）徒歩約3分
- JR札幌駅からタクシー約5分

※駐車場（有料）の数に限りがございますので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。

※株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。